令和６年１月31日

令和５年度第５回
世田谷区障害者施策推進協議会

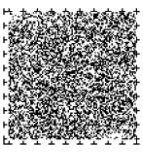

午後７時１分開会

○障害施策推進課長　皆さん、こんばんは。定刻になりましたので会議を始めたいと思います。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。令和５年度第５回障害者施策推進協議会を開催いたします。私は、障害施策推進課長です。事務局を務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初に事務連絡をさせていただきます。本日の協議会は、これまでと引き続き、Ｚｏｏｍと対面を併用したハイブリッドの形で開催いたします。Ｚｏｏｍの使い方などはこれまでも御説明申し上げていますので、基本的にはマイクをミュートにしていただきまして、指名を受けましたら解除し、御発言をお願いしたいと思っております。会場の方々につきましても、オンラインの方々にも配慮いたしまして、発言の前にはお名前を名乗っていただきまして、指名を受けましたらお話しくださいますよう、お願いいたします。

本日の出欠席の状況ですけれども、世田谷薬剤師会の委員、肢体不自由児（者）父母の会の委員から欠席の連絡をいただいております。淑徳大学の副部会長についても遅れて参加というふうに御連絡いただいております。

会議の参加者は、定数の２分の１以上の委員に御出席いただいておりますので、協議会の成立要件を満たしていることをまずは御報告させていただきます。本協議会の委員名簿と区の管理職名簿につきましては、次第の次に参考資料としてつけておりますので、御確認をいただければと思います。

それでは、冒頭に障害福祉部長より一言御挨拶申し上げます。

○障害福祉部長　障害福祉部長と申します。こんばんは。本年初めましての方もいらっしゃいますので、本年もよろしくお願いいたします。

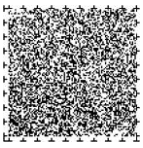

本年の冒頭に地震があり、それから、羽田の事故がありというような感じで年が明けましたけれども、その後、いろいろなことを乗り越えながらそれぞれのところできちんと復旧に向かいながらやっているというような状況で、世田谷区も、今、日赤さんの義援金とかとは違って、あれは災害が確定して、皆さんに均等に分配するみたいな形で、ちょっと送るのが遅れてしまうので、世田谷のほうでは支援金というのを区独自に集めさせていただいておりまして、集まったものについて、被災された自治体のところに直接なるべく早めにお届けするというような取組もやらせていただいていて、せんだっても28日に区内の駅等で１時間ほど、管理職ですとか区議会の方と御一緒に募金活動などもさせていただいておりますので、もしどこかでお見かけの際には、ぜひ御協力いただけたらありがたいかなと思っております。よろしくお願いします。

本日ですけれども、いよいよせたがやインクルージョンプラン、案の状態になりました。今日、御議論もいただくところですけれども、ほぼほぼこれで我々として確定させていきたいというような案文でお持ちをしております。協議ということになっていますけれども、本日いただいた御意見で、若干修正可能なところがあれば、そこのところは適切に反映させていただくのと、この間、皆さんからいろいろいただいた御意見を伺って修正もしてまいりましたので、そうしたことも踏まえて御確認いただいて、今回反映し切れない部分については、計画をつくって終わりではありませんので、当然その計画を実施していくということがありますので、その実施段階での修正をかけていったりとか、それから、実際には次のプランに向けて何か準備をしていくということも含めて必要なことを対応していきたいと思いますので、本日も御意見を賜れればと思っております。

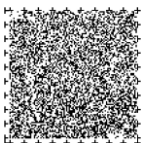

その他、報告事項として、この間の手話言語のお話ですとか、地域生活支援拠点、全区展開させていただいているというようなことを含めまして御報告をさせていただきたいと思っております。

皆さんには日頃からいろいろ御意見を賜りながら、御協力いただきながら進めている区政ですので、ぜひ計画につきましても一緒にこうしてつくり上げてきたものを最後確認させていただいて、よいものにできればと思っていますので、本日もよろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長　事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

まず、次第になります。次が参考資料の協議会の委員名簿と区の管理職名簿です。資料１、せたがやインクルージョンプラン－世田谷区障害施策推進計画－（案）についてです。資料１－１として概要版をおつけしています。資料１－２が分厚い資料になっておりますけれども、計画の全文です。資料１－３としまして、インクルージョンプランに対するパブリックコメントの実施結果についての資料をおつけしております。続きまして、資料２、世田谷区手話言語条例の資料をおつけしています。資料２－１としまして、条例案の全文、資料２－２としまして、条例の素案と案の対照表をおつけしております。続いて、資料３が障害者の地域生活支援機能強化について（国における地域生活支援拠点等の整備事業）の資料をおつけしています。資料４が東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の施設入所支援（生活介護）における取り組み状況についてという資料です。最後に質問・意見用紙をおつけしております。

配付いたしました資料は以上となりますが、過不足がございましたら最寄りの職員にお声かけください。大丈夫でしょうか。

あわせて、資料というか、前回、第４回の議事録についてもお配りしておりますので、こちらにつきましても皆様、御確認をいただければ、基本的には、確認は終わっているんですが、お名前を消させていただきましたものをお配りしております。こちらは、これから公開資料となっていくものになってございますので御承知おきください。

それから、資料のほかに本協議会委員の委員からみつけばハウスの報告書を頂いておりますので、こちらを机上に置かせていただきましたので御確認ください。

それでは、これからの進行につきましては部会長にお願いをしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○部会長　皆さん、こんばんは。遅い時間にお集まりいただき、ありがとうございます。

本当に今日がインクルージョンプランの最終的なまとめの段階になりますので、どうぞまた皆さん、それぞれ御意見をいただけたらと思います。

それでは、早速ですが、本日の議事に入っていきたいと思います。本日も案件が多くなっております。議事の進行状況によっては皆様の御意見を全ていただけないということもあるかと思いますので、机上に配付していただいた質問・意見用紙に記入して、改めて事務局に提出いただければと思います。この件の御協力もよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項、せたがやインクルージョンプランの案についてということで、事務局からの説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長　事務局です。

それでは、資料の１を御覧ください。主旨にございますように、せたがやイ

ンクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定にあたっての考え方について、地域保健福祉審議会からの答申を受けまして計画案を取りまとめましたので、報告をさせていただくものです。

皆様には、これまで様々御協力いただきまして、本当にありがとうございました。いただいた御意見は、その都度、各担当所管とも共有しながら、事務局としても検討してまいりました。本編の文字の中での網かけのような文字になっておるところが変更点ですけれども、本日の協議会につきましては、ここまでできましたという報告となってございます。

資料１－１の概要版でざっと説明をさせていただければと思います。素案から案への変更点を中心に御説明いたします。

まず、ページの下にある番号４ページを御覧ください。計画の位置づけという項目がございまして、その下段に、各計画との関係のイメージ図を置いております。世田谷区基本計画の実行指針を踏まえまして、ＳＤＧｓとの関連を意識して施策を推進していくことを追記しております。

続いて、６ページを御覧ください。上から２つ目、成果目標の実施状況等という項目です。この項目では、令和３年度から５年度までの第６期計画期間中の実施状況について取りまとめて記載をしておりまして、素案では５年度の数値は入れておりませんでした。この案となりまして、見込み値を入れました。実績等のそれぞれの数値につきましては、本編を御覧いただければと思います。

続いて、７ページです。「当事者の選択を支える」という行動コンセプトを今回定めておりますが、ここに「選択」を支える環境整備という項目がございまして、そこに多様な性の尊重についてつけ加えています。

８ページを御覧ください。世田谷版地域包括ケアシステムの視点につきましては、地域保健医療福祉総合計画との整合を図った記載としております。

続いて、12ページです。第４章、施策の取組についてですが、全部で177の施策を位置づけておりまして、この点は素案から変更ございませんが、幾つかの施策で言い回しを変更、あるいは内容の追記をしております。また、手話に関連する施策など、新規施策の内容を加えたりしています。

少し飛びまして、16ページの下段、成果目標等です。ここから何ページかにわたって成果目標等を記載してございますが、今後３年間の計画値を記載しております。この成果目標では、国が示す基本的な指針を踏まえて目標値を設定しているものと、これまでの実績を踏まえて目標値を設定しているものがあります。それぞれ御確認をいただければと思います。

概要版の御説明は以上ですけれども、本編では第６章でパブリックコメントの実施結果についての記載もしております。このパブリックコメントですけれども、52人の方から146件の御意見をいただいておりまして、例えばですけれども、性的マイノリティーについての記述がないことへの疑問ですとか、成年後見制度についての国連からの勧告があったことに留意をしてほしいという御意見があったり、また、グループホームからひとり暮らし等への移行についての御意見などもいただいておりました。

最後に、第７章として資料編を置いております。こちらの資料の御説明については以上です。

○部会長　御説明ありがとうございました。

これまでのノーマライゼーションプランを踏まえながらも、新しい流れを確実に盛り込んだインクルージョンプランになっていると私は思いますが、今の

御説明につきまして、御意見等がおありの委員の方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。これまでもいろいろ議論してきましたし、よろしいでしょうか。

○委員　手をつなぐ親の会です。お世話になっています。

１－２の資料の推進計画（案）の項目106番の「本人の意思決定を尊重した相談支援」についてなんですけれども、前回のこちらの会議で、私はちょっと意図がうまくお話しできなかったんですが、その後、皆さんからも御意見をいただいて、「セルフプランの尊重」という言葉だけ今はあるんですが、致し方なくセルフプランを選んでいるというのが結構実際にはいるということで、その後、メールの追加意見で、「セルフプランを希望する場合は、その意思を尊重し」というような表記でお願いできないでしょうかということでメールを送らせていただいて、パブリックコメントにもセルフプランの尊重という御意見があるので、それを生かしていらっしゃるんだとは思うんですけれども、その辺、実は10月の資料と今回の資料、106番、網掛けはあるんですが、内容が変わっていないようでしたので、どのような議論で今このままになっているのかを、この段階なので、絶対こう直してくれとは言いませんけれども、そのあたりのことを教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○部会長　委員、ありがとうございました。でも、大事なところですので、セルフプランに関しての表現を、「セルフプランを希望する場合は、その方の意思を尊重し」というような書きぶりにという御提案ですよね。すみません、委員、お顔が見えなくなっちゃったので。このあたり、事務局としては何か今、お答えいただけるようなことはあるでしょうか。

○障害施策推進課長　事務局です。

御指摘の106番の項目につきましては今の記載のとおりなんですけれども、以前、委員からいただいておりました御意見も受け止めさせていただいた上で、この冊子で言いますと181ページ、用語集のようなものをおつけしておるんですけれども、181ページの上のほう、「セルフプラン」という言葉の説明がありまして、そこで、私たちが考えているセルフプランはこういうものですよということを御説明するような形で記載をさせていただいております。こんな形で、まずは理解をいただきながらというところを思っておりました。対応としては、今のところ、そのように考えております。

○部会長　そうしましたら、用語のほうに委員の趣旨に当たるようなところも書き込まれているので、こちらの用語の説明と併せてという意見を事務局からいただきましたが、委員、今の事務局の御説明について。

○委員　私としても、とにかくこれからまたどう直してくれというのは、言うつもりはないので、まずセルフプランの用語で入れていただいたというのは承知しました。いずれにしても、前回の繰り返しになっちゃいますけれども、今後、セルフプランについては、あくまで本人が希望する場合、希望していないのにセルフプランにならざるを得ないという状況がかなりあるということが、実はこの言葉でもそこまでは入っていないと私は思っていますので、次回の計画であったり、今後いろんな議論の中で、やはりセルフプランではなく計画相談事業所とつながることを希望している人は計画相談とつなげるような方向に行政としてもお力添えをいただきたいと思いますので、そのことはこの場でもお話しさせていただいて議事録にも載せていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長　委員、本当にそこは大事な視点ですので、御意見ありがとうござい

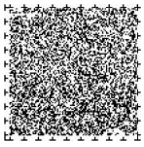

ました。今の委員の御意見も含めて、これからの相談支援などに関しては、またこのプランを実行しながらいろいろ検討を続けられたらと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

ほかに何か、お気づきの委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

○障害施策推進課長　よろしければ、１点、私どものほうから御意見をいただきたい点がございますが、よろしいですか。

本編の57ページお開きください。こちらは、重点取組のインクルーシブ教育推進に向けた土台づくりという項目になってございます。このページの真ん中より少し上あたり、「区がめざすインクルーシブ教育の姿を定めて共有し、推進に向けて土台を固めていく必要がある一方で、特別支援教育体制の充実を望む声もあります」というふうに今記載をしております。背景や課題というところの１つの内容なんですけれども、実は私どものほうは、今この時点ではこういう書きぶりでつくってみたのですが、やや迷いというか、どうしたものかというところもありながら、もし皆さんのほうで御意見があればと思い、御提案というか、御意見をいただけないかなと思っております。

後半部分、「一方で」という言葉が今入っているというところ、それから、「特別支援教育体制の充実」という言葉も使っておりまして、この辺のところですとか、それから、これがインクルーシブ教育と特別支援教育が対立してしまっているような印象を与えていないかというような若干の懸念というんでしょうか、課題認識としましては、個々の障害に配慮した支援ですとか教育環境はもちろん必要だろうと。ただ、そういう支援や教育環境とインクルーシブ教育は矛盾しないはずだという思いもありますので、そういった点について何か、この点、以前も委員から幾つか御意見をいただいた部分でしたので、もし

皆さんのほうで御意見いただければありがたいと思っておりました。いかがでしょうか。

○部会長　事務局からそういうふうに御提案をいただくと、本当にありがたいなと改めて思います。このインクルーシブ教育に関しては非常に悩ましい現実があるなと思いますし、世田谷は本当に教育に特別力を入れている自治体でもありますので、このあたりについて御意見をいただけるとありがたいなと思いますが。

○委員　東京都自閉症協会です。

　私もここの書きぶりがずっと気になっていて、とても悩ましいなと思うんですけれども、やっぱりインクルーシブ教育と特別支援教育を対立的な書き方にしないほうがいいかなと思っていて、提案なんですけれども、「一方で」じゃなくて、「本人のニーズに合った選択を保障しなければなりません」とか、インクルーシブ教育は進めなければいけないけれども、ただ、本人にとって必ずしも通常学級が一番ベストな選択でないケースというのもあると思うので、そういったお子さんのニーズは、それに合った特別支援学級なり、特別支援教室なりというものが保障されることが大事だと思うので、それが伝わるような文章になっているといいかなと私は思います。

○部会長　委員、大事な御意見をありがとうございます。

　今、例として挙げてくださった文章をもう１回、言っていただいてもよろしいでしょうか。

○委員　「本人のニーズに合った選択を保障するということが必要です」みたいな。

○部会長　ありがとうございます。一人一人がどういうふうな思いを持ってい

るかというところで、「本人のニーズに合った選択を保障する」、とても的確な表現だと思います。

ほかに御意見がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員　こんばんは。よろしくお願いします。

これは、僕自身の教育を受けてきた中で考えたときに、すごく難しいし、今、委員の言われたように、二択の問題ではないというのは思っています。二択というのは、普通学級か障害学級かという二択ではなくて、常に１回来てというか、普通学級にちょっと行ってみたけれども、やっぱりしんどいなというケースも多分あるでしょうし、そういう意味では、失敗しても大丈夫なような体制というか、１回行ったら、それで終わりみたいな感じはどうも。特に障害学級から普通学級に行ったときに、ここで頑張らないと、また障害学級に行かされちゃうとか、そんな馬鹿みたいなことを考えることがないように、いつでも自由に。なかなか年が小さい子どもだと、自分の意思と言っても、実際には、僕が小学校に入るときに、どこの学校に行きたいと聞かれても分からないですよね。

僕の経験で言うと、結局、教育相談に行ったときに、あなたは障害があるので普通学級は無理ですと言われちゃっていた時代もあるわけで、それよりは選択ということがキーワードになった計画をつくっていったら、そこの選択というのは１回じゃなくて複数回、何回でも選択の機会があって、いつでも見直しができるというのが、このインクルージョンプランの基本になって、それでおいて、そこを大事にしないと、せっかく選択を充実した計画をつくろうというところですから、常にそこに立ち返って、教育がどうなのかなと、家族、親が望む教育を常に受ける権利があるよということの意識を僕たちは持っていなき

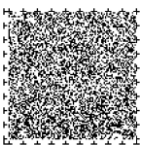

ゃいけないし、常にそこを見直すことをして、よりよい選択につながるんじゃないかと改めて感じるので、文章で表現するというのはなかなかあれなので、一個一個の経験の中でそういうものを培っていくことが必要だなと僕自身は感じました。

○部会長　委員、ありがとうございました。御自分の体験も踏まえてということで、普通学級と障害児の学級の場というような二択の選択ではなくて、特にこのインクルージョンプランの新しいところは、基本理念に選択したという言葉が新たに入って、やっぱりそういう選択が失敗とかも含めて、何度でも選択し直せるような柔軟なシステムになることが大事だということを強調していただけて、本当にそのとおりだとお聞きしていました。ありがとうございます。

○委員　光明学園でございます。

ここの部分は、今、各委員から御議論があったとおり、それぞれ考え方が様々あるのかなと。これは行政計画の背景とか課題とかというところですから、どれが重いとか軽いとかではなくて列挙している書き方になっているので、例えばなんですけれども、特別支援教育、インクルーシブ教育等々の深い計画については、現在、世田谷区教育委員会様のほうでインクルーシブ教育のガイドラインの作成委員会が動いておりまして、今年、来年で形にするというような議論が進んでいるところです。そこの検討の内容も踏まえて、ここの文章は入ってくるのかなと思っています。

大元はここに書いてあるとおり、世田谷区が目指すインクルーシブ教育の姿というのが、もう示されているところがありますから、そこを目指していくというところが書きぶりの一つかなと思っています。

あと、この網掛けの部分の表現のところは、それぞれ今御提案がありました

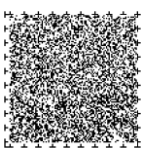

けれども、例えば、今、「一人一人に応じた支援」だとかという表現であるとか、教育のほうで今入れているような、誰も取り残さないという言い方みたいな表現ですとかというところが、これは不登校の施策も含めて言われている中身ではありますけれども、やっぱりお一人お一人のニーズに即した教育内容を提供できるんだみたいなところの表現が入ってくるといいんだろうなと思いますので、そうすると、文章のつくりとしては、「一方で」となると書きづらくなってしまうので、黒丸を１つ別にしていただくみたいなことをしていただけると、文章としては収まりがつくのかなと思いながら伺っておりました。

○部会長　委員、ありがとうございました。教育に従事しているお立場からも世田谷のインクルーシブ教育がどこを目指しているかというところを踏まえてということで、やはり「一人一人に応じた支援」というような言葉が入るといいんじゃないかということで、修正の文についても御提案をいただきまして、ありがとうございます。

ほかに御意見がおありの委員の方、いらっしゃいますか。オンライン参加で障害児教育御専門の委員は、何かお気づきでしたらお願いできますでしょうか。

○委員　横浜国立大学です。ありがとうございます。

各委員が御発言された趣旨ということが非常に大事な御趣旨だと思っております。その趣旨に沿って文案をもう一度検討いただくということをお願いできたらと。やはり「一方」というふうな書き方はどうしても気になる部分がありますので、御発言に沿って改めて検討いただけるとありがたいなと思っております。

○部会長　委員、ありがとうございました。というような委員の整理も含めて

事務局のほうで何かお考えがおありでしたらお願いいたします。

○障害施策推進課長　大切な言葉を幾つかいただきましたので、いただいた意見を考えさせていただきながら、ページの中では「背景・課題」というところ、その後、「取組の方向性」というページ構成になってまいりますので、その要項にどういう言葉を入れるかをもう少し考えて、本当に最後の最後の段階ではあるんですけれども、仕上げていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○部会長　ありがとうございました。そうしましたらば、最後の最後の仕上げみたいなのはいつ頃になりそうかとか、委員の皆様に御提供いただけるかどうかみたいなところ、もし見込みが立つようでしたら教えていただけますか。

○障害施策推進課長　本当に幾つかのポイントを、最後にと思っているところがありますので、そこが分かりましたら、あるいは決まりましたら、もう今２月になろうかという時期ですけれども、今のところ、いつ頃とは言いづらいのですが、いずれにしましても、この計画自体は３月末には確定し、４月から始まるというスケジュールですので、その少し前の段階でこうなりましたということを皆さんに御報告できるように準備してまいります。

○部会長　すみません、無理なことを言ってしまいましたが、本当に委員の皆様から大事な御指摘をたくさんいただいて、多分、区民の皆さんが納得できるような整理ができるのではないかと思いますので、また何かお気づきのことがさらにあれば、事務局に御提案をお願いできればと思います。

それでは、教育関連に関してはここまででよろしいでしょうか。

ほかの部分で何かこのことをとお気づきのことは。

○委員　世田谷区聴覚障害者協会です。

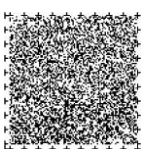

２つ、御質問というか意見があります。まず、75ページです。避難行動が必要な支援者の推進というところですかね。前にもたしか言ったかなと思うんですけれども、町会・自治会、ごめんなさい、文に書いてあります。ちょっと今までとは、ほかの災害、例えば、能登で起きた様子を見ますと、町会とか、また、町会が集まる避難所、これはどうしても障害者が取り残されてしまうといった状況になります。なので、当事者が何か安否確認できるような支援ができるならば、それをつくっていくことも大切だと思っています。今のここには書かれていないので、避難が必要な人の名簿、また、当事者の団体からもらえないという状況があるということで、障害者がどこにいるか、ろう者がどこにいるかということが把握できない状態が起きると思うので、できれば当事者の会、自治の会だけでなく当事者団体とのそごがないようにしてほしい。セキュリティーの問題も含めて、そこで問題があるならば、どういう形でできるのかという部分を整備していただきたいと思っています。すみません、ちょっと言葉が漏れていました。協定。

あともう一つなんですけれども、前回の会議のときに提案したんですが、106ページ、パラリンピックの普及についてと、もう一つ、デフリンピックも入れてほしいと御提案したかと思うんですが、パラスポーツのＰＲのことプラス、デフリンピックも含めてほしいということをお伝えしたので、ここに含めていただけるとありがたく思います。

○部会長　委員、ありがとうございました。75ページの災害時の避難ですけれども、今、能登でもいろんな問題がまた明らかになってきていますが、委員が強調されたいのは、避難が必要な要支援者名簿を確実にするために、当事者団体と協定を結んでほしいという、１つ御提案をいただきましたね。ありがとう

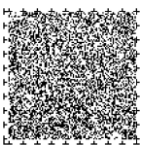

ございます。

それから、106ページの159番、パラリンピック競技とあるんですけれども、デフリンピックが2025年に開催されるので、このデフリンピックのことも入れてほしいという御意見でしたが、事務局、このあたりについて何かありますか。

○障害施策推進課長　まず、避難行動要支援者支援の関係、本日は担当の保健医療福祉推進課が出席しておりませんので、まずは伝えまして、協議できるような形でと思っております。それから、デフリンピックにつきましても、いただいた意見は伝えたいと思います。

私のほうで分かっていることでつけ加えさせていただきますと、避難行動要支援者支援の関係でなんですが、基本的には、総合支所、地域単位で障害者手帳や要介護認定の状況で避難行動要支援者に該当する方の名簿は、区としてはまず持っております。その区が持っている名簿を地域の支所、プラスまちづくりセンターにも保管をして、年に何回か更新をかけているような形で、災害時に対応できるような名簿の準備はしているということは分かっております。

あとは、学校が避難所になった場合、運営が基本的に町会・自治会さんにかなり委ねられていくようなことを想定しているわけですが、そのときの名簿の取扱い、協定を結んでいる町会・自治会さんであれば既に共有をしているわけですが、協定を結べていない場合の方法については、少し私が不勉強なところがありますので、そこは伝えたいと思っております。

○部会長　ありがとうございました。

○委員　もう一つだけ補足したいんですけれども、例えば能登の場合の例なんですが、福祉避難所というのが、障害がある人が集まる場所があります。です

が、ろう者というのは、やはり人とコミュニケーションが取れなくなるので部屋の隅で我慢して生活をして、１人ぼっちになってしまうという例が数多くあります。なので、そういう状況が起きないように、ろう者だけを集めてサポートできるような、心のケアみたいなものをやっていかなければいけないという部分があります。なので、その部分を福祉避難所だけで終わりにするのではなく、また、さらにそれ以上進めていきたいと考えています。

○部会長　委員、大事な御提案ありがとうございました。今の能登の地震も踏まえていろんなことが検討されていると思いますので、今の委員の御意見などもぜひ今後の参考にしていただければということで、よろしくお願いいたします。

ほかに、このプランの関連で、ぜひこのことをという委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、すみません、時間の関係もありますので次の報告事項に移りたいと思います。

まず、報告事項の１番目で、世田谷区の手話言語条例についてということで準備をしていただいていますので、お願いいたします。

○障害施策推進課長　事務局です。

資料２を御覧ください。世田谷区手話言語条例という資料でございます。こちらは、11月の区議会福祉保健常任委員会に報告した資料をそのままおつけしてございます。ポイントのみ御説明申し上げます。

基本的には、この条例についてはこれまでもこの協議会に御報告をさせていただいておりまして、今回のこの資料ですけれども、主旨をまず御覧ください。区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるための条例

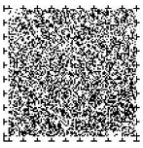

制定に向けまして、様々、当事者等で構成されます条例検討会、団体や、この協議会などから御意見をいただきながら検討を進めてまいりました。５年６月には条例（骨子案）に対するパブリックコメントを行いまして、９月には条例の素案を議会に報告しております。

このたび、区民に言語としての手話の認知、理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めることにより、手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会を実現するため、この条例を制定するんですと、こういう主旨となってございます。

これまでの経過については御覧のとおりでございまして、５月に骨子案の報告、９月に条例の素案となりまして、今回、条例案となって、その後、12月の初めの頃、区議会においてこの手話言語条例が成立しております。予定では４月１日の施行を今待っている状態ということになります。

ページを進んでいきまして、この条例ができた後のことに少し触れておりますので、２ページ目の中段より上あたり、５という項目なんですが、この条例に基づく取組みについてというところ、①から⑤まで記載してございますが、これを簡単に御紹介いたします。

①がくみん窓口や出張などでの遠隔手話通訳の実施です。これは民間企業が提供するシステムなんですが、二次元コード、いわゆるＱＲコードを窓口に置いておいて、それをスマホやタブレットで読み込むと画面上に遠隔手話の方が登場するシステムを入れていこうじゃないかという話です。

②が区役所の待機手話通訳者の時間の拡充です。今、区役所第２庁舎の１階に、平日の午前中、待機していただいている手話通訳者の方がいらっしゃるんですが、この方を朝から夕方まで、時間の拡充をしていこうということです。

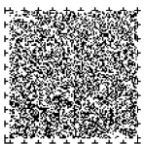

３つ目が、手話の体験教室というのは今もあるんですが、これの回数を増やしまして、手話を学びたいという方のまず入り口部分、一番最初の部分のところ、講習を増やしていこうと考えています。

④です。啓発というところになりますけれども、「区のおしらせ」には啓発のために手話のイラストを掲載して理解促進を図っていこうじゃないかというところ、それから次のページですけれども、⑤手話通訳者の処遇改善と記載してございます。手話通訳者は専門職ということで改めて評価をいたしまして、基本的には東京都と同等の報酬単価と交通費の加算などもやっていきましょうというふうに変えていきます。こんな取組を考えているということで御紹介をさせていただければと思います。

こちらの資料の御説明は以上です。

○部会長　御説明ありがとうございました。情報保障がより確実になっていくかなというふうに思いましたし、この啓発とか理解促進みたいなところも前向きに進んでいくかなと思いましたが、今の御説明について、何か御質問、御意見がおありの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。特によろしいですか。本当に整理された条例ができたと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

すみません、先ほど委員から教育についてチャットに書き込んでいただいていたんですかね。ということで、委員から御意見をいただいたそうですが、この件について、委員、何か御発言はございますか。

○委員　こんばんは。

チャットが使えたので、事務局にダイレクトメッセージでお送りさせていただきました。思いついたうちにお送り、参考にするというだけですので委員の

方には特にお知らせせずに事務局にしか送らなかったので、先ほどの区が目指すインクルーシブ教育の姿をというところで、御意見を踏まえた形での１つの修正案ということで、趣旨を生かした修正案ということでお送りいたしましたので、事務局で参考に受け止めていただければと思います。皆さんにあえて御披露するほどのことはないと思いますので、御了解いただきたいと思います。失礼いたしました。

○部会長　ありがとうございました。事務局、よろしくお願いします。

手話言語条例については、委員、まとめ役でしたが、よろしいですか、何かございますか。

○委員　こちらこそ大変お世話になりまして、ありがとうございます。

では、１つだけそれに関連して発言させていただいてもよろしいでしょうか。

○部会長　お願いします。

○委員　今、事務局から御案内があって御説明いただき、もちろん委員からお話しいただいてもいい内容かと思いますけれども、ちょうど災害時のコミュニケーションをめぐるお話もございました。手話言語条例はここの会議でも強調させていただいたように、手話が言語である、これをやっぱり出発点として、その重要性だとか文化的要素だとか、あるいはその経過なども十分に踏まえた上で、言語であるということを、手話を必要とする聴覚障害の方だけではなくて世田谷区民が全体のものとして理解をしていく、これの非常に大きな手がかりだと思っております。

それを前提に、手話を学び、手話で学び、そして手話を使う環境を整えていくということのスタートラインだと思いますので、事務局から御説明があった

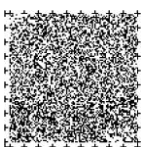

言語条例制定後の具体的な施策というのはすごく大事で、そのときには、やはり手話が言語であるということを出発点として、それを一つのきっかけとしていろいろな環境の整備などにつながっていくことを強く期待しているところでございます。

すみません、お時間をいただきました。策定に関わってきた立場で改めて説明させていただきました。ありがとうございます。

○部会長　ありがとうございました。

この手話言語条例に関して、ほかに何かお気づきの委員、いらっしゃいますでしょうか。

○委員　もともと手話と地域社会共生条例とあって、別々に検討するか一緒にやるかという話があって、これはやってみないと分からないんだと思うけれども、結果的に別々にやってきたことは現時点ではよかったと思っていいんですか。区としては、そこらあたりは、評価は現時点で、当初、一本化で行こうというふうに提案してもらっていましたが、形としてはこういうふうに決まっていったということについて、もし現時点での振り返りがあれば教えてほしいかなと思います。

○障害福祉部長　障害福祉部長です。

御意見ありがとうございます。今まさに言っていただいたところでいくと、現時点でというか、この条例を別にして検討していく中で、私自身も手話が言語だということの改めて認識をする必要性ですとか、それから、その難しさ、当事者の方の気持ち、そういったものを本当に学ばせていただいて、正直、同じ条例の中に１つでつくっていたら何も進まなかっただろうなと、自分の中でもそう思うので、逆にこういうふうにしていかないとやっぱり伝わらない。そ

れは、当事者の方々が一番そこを理解できているんだということがすごくよく分かりました。なぜ別にしたいのかといった気持ちを自分でも少し言葉にしてしっかり伝えられるかなというふうに思ったところです。

以前お伺いしたときに、この手話言語条例ができて初めて、ほかの当事者の方々等もそうなんですけれども、言語というものをきちんと認識してもらうことがまず皆さんと同じスタート地点に立つんだというようなことをお伺いしたこともあって、まさにそうだなというふうに思っています。

ただ、そのスタート地点がまだ理解をきちんと皆さんに広めていかないといけないので、そのことをしっかりと取り組んでやっていこうと思っていますので、世田谷区として、この条例を別にしたことに大変意義があると考えております。ありがとうございます。

○委員　よかったです。

○部会長　委員に大事な御指摘をいただきました。先ほど委員も手話は言語というところを強調されていましたけれども、そこのところが本当にきちんと条例ができて生かされるということで、ぜひ今後に期待したいと思います。ありがとうございました。

それでは、この条例に関してはよろしいでしょうか。

次に、報告の２番目、障害者の地域生活支援機能強化についてということで準備していただいていますので、お願いします。

○障害施策推進課長　事務局です。

資料３です。障害者の地域生活支援機能の強化について（国における地域生活支援拠点等の整備事業）の資料の御説明です。

この件についても、何度かこの協議会にも御報告させていただいております

ので、もうポイントだけお話しさせてください。

主旨のところを御覧ください。障害者の地域生活支援機能の強化を図るために、国が言っております地域生活支援拠点等整備事業を活用しまして、まず、相談、緊急時の受入・対応、地域の体制づくりの３つの機能を優先的に整備することとしまして、４年の10月から北沢地域をモデル地域として試行を開始しました。

その後、試行期間の評価検証や、様々協議会から御意見をいただきまして、それらを踏まえまして、北沢地域を中心とした機能を６年１月から、今月から区内全域での実施ということで開始をいたしました。

また、体験の機会や場、それから専門的人材の確保・養成の２つの機能を加えた５つの機能を６年度に実施をする予定ということで、主旨をつくってございます。

今回の報告内容で見ていただきたかったのは、ページをめくっていただきまして、２ページ目の上あたり、モデル実施の評価・検証を踏まえた今後の方向性というところなんですが、ポチの２つ目、「緊急時バックアップセンターは」とございますが、こちらは、北沢地域でまず始めたわけですが、今回、全区展開をするに当たりましても、現行どおり１か所で事業を行いながら24時間の相談体制を継続するということ、そして、全区展開後の１年間の状況を見ながら体制や手法の見直しを改めて検討していこうということで考えてございます。

その下、４番のところです。(1)「体験の機会・場」の機能についてという項目です。基本的な考え方の２段落め、「区においては」というところですが、「ひとり暮らしを希望する障害児者の生活スキルを評価し、自立生活へ向

けて必要な助言を行う機能を、新たに整備することとする」、こういうことで次はやっていこうじゃないかという考え方を、こういう形で記載をしました。

具体的なところですけれども、３ページ目、上のほう、②として整備する事業の概要とありますが、利用者のアセスメントに基づく生活体験プログラムを作成したうえ、本人が家族と離れて過ごす中で生活力を高める体験を提供し、自立生活に向けて必要な助言を行う事業を開始する（事業委託)。利用対象は、主に中高生から若者世代の知的障害の方を対象としていこうと、こういったところをまず最初にやっていきたいということで考えております。今回の６年度に向けたポイントというところで御覧いただければと思います。

それから、下がっていただきまして「専門的人材の確保・養成」という機能ですけれども、先ほども御説明申し上げましたせたがやインクルージョンプランのほうで「当事者の選択を支える」という行動コンセプトを定めております。この専門的人材の確保・養成というところでも、障害福祉サービス事業者や相談支援の職員などを対象としながら、支援者等が「選択を支える」支援について学ぶ研修内容の充実に取り組んでいきたい、こういう考えでおります。福祉人材育成・研修センターを活用したいと考えております。

続いて、４ページ目にお進みいただいて、こちらにも整備する事業の概要という項目を上のほうに置いておりまして、研修センターのことを記載しております。その後、４行目、行動障害を有する方への支援、この内容について国もいろいろ、今回の総合支援法の法改正でも触れておるんですけれども、この行動障害を有する方への支援に関する内容については７年度以降に実施できるように検討していきたいということで記載をしてございます。

あと、別紙１以降については御確認をいただければと思います。

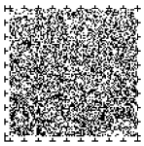

御説明については、簡単ですが、以上です。

○部会長　ありがとうございました。いよいよ全区展開になるということですので、委員の皆様、何かお気づきのことがおありでしたら、お願いをいたします。

○委員　手をつなぐ親の会です。

いよいよ全区の展開で５機能全てということで、本当にいろいろありがとうございます。

１つ確認なんですけれども、４番の(1)の「体験の機会・場」についてなんですが、具体的な事業として、「利用対象は、主に中学・高校生から若者世代の知的障害者とする」とあるんですけれども、これは男女共に利用できると考えてよろしいんでしょうか。１つ質問です。

○障害施策推進課長　６年度に委託する事業者のほうで考えておりますのが、区外なんですが、建物を持っていて、そこで土日泊まるような形で家族から離れる経験を積んでもらいたいと考えております。ただ、こちらの事業者さんで持っている今までの経験やノウハウで男女両方、あるいは男女一緒にが難しいということで聞いておりますので――すみません、今、担当との確認をしておりましたけれども、その後、事業者さんとも調整をしておりまして、男性でも女性でも対応可能というふうに聞いております。一緒には、もちろん受入れはしませんけれども、御本人からの御希望を受けながら対応してまいります。

○部会長　ということで、男性も女性も利用はできるということですが、委員、今の御説明をお聞きになって、何か補足はございますか。

○委員　そうであれば、我々の会員に伝えるときに両方使えますよということをお話しできるので、そのように周知していきます。ありがとうございまし

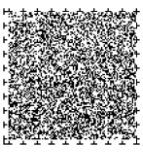

た。

○部会長　ありがとうございました。ほかに何か。

○委員　よく分からない部分があってお聞きしたいんですが、これまで区の新人研修というのをやっていたと思うんですが、たしかボランティア協会が教育センターでこれまで毎年、その研修をやってくださっていましたが、その研修とは別に世田谷区福祉人材育成・研修センターがやるというイメージでよろしいんでしょうか。そのあたりが、ちょっとイメージがつくりにくかったのでお願いいたします。

○障害施策推進課長　事務局です。

　区の職員向けには、区の内部の研修担当部署がボランティアセンターもたしか御協力いただいていたと思いますが、基本的には障害理解に向けた研修をやっております。今までもやっていたはずです。これとは別に、今回のこの拠点機能の中での専門的人材の確保・養成機能という項目では、いわゆる民間がやっている障害サービス事業者の方々、あるいは相談支援の方々を対象として、福祉人材育成・研修センターというのは、そこのうめとぴあの中にございます１つの事業ですけれども、ここで今までもこういう支援者向けの研修はやっていましたし、今もやっておりますが、その中に、この選択を支えるという内容も加えていただこうということを考えているところになります。

○委員　つまり、これから当事者を招いて学ぶタイミングが増えるというイメージでよろしいんでしょうか。学ぶ機会が増えるというイメージですか。

○障害施策推進課長　選択を支えるというテーマを今まであまり強調していなかったのですが、そこをしっかり強調していきたいと思っていて、そのときの講師について具体的にどういった方を選んでいくかというのは、まだもう少し

調整かなというふうには思っています。当事者をお願いする場合もあるかもしれませんし、あるいは学識経験者の方にお願いすることもあるかなというふうに考えて、これから検討いたします。

○委員　今のやり取りを聞いていて、ちょっと食い違っているところがあるのかなと思ったのは、あくまでもここで言うのは専門的な人材の育成ですよね。一般的な区の職員としての研修というか、一般の区の窓口に出ているような職員さんとか、そういう職員さんではなくて、医療的ケアが必要な障害を持った人に対しての専門的知識を持った人材を育成するというふうに捉えていいわけですよね。ここで言う人材というのは、一般的な地方公務員としての心得みたいなところではないわけですよね。どういう人材を求めていて、そのためにこういう育成方法があって、それを実践していきますみたいな言い方をしたほうがいいんじゃないかなと思ったんです。違うかな。

○障害施策推進課長　おっしゃるとおりなんです。障害福祉サービスの分野では、民間法人が運営するサービスが圧倒的多数だと思っていますので、そういった方たちがこの選択を支えるということをこれからしっかり学んでいただけるようなことを考えていきたいと思っています。ただ、一方で、区の職員も専門人材として働いている者もいますので、そこはもちろん忘れないようにしたいと思っています。

○委員　ここで言っているのは専門人材ですよね。例えば、区の中の、昔で言うところのヘルパーの資格を持っているとか、持っていないとか、その中において、持っている人のスキルを上げていくような専門人材ということをしたいのかなと思ったんです。

○障害施策推進課長　多分、おっしゃるとおりだと思っています。既に障害福

祉サービスで専門人材として活動、活躍されている方がたくさんいらっしゃるわけです。そういった方たちに向けた１つの新しいテーマというんでしょうか、そこはしっかりやっていきたいというところです。

○委員　ちょっと話が違うんですけれども、１点いいですか。体験の場を新しくつくっていくということなんですけれども、体験の場というのは場が必要なわけで、ぱっと考えたのは、なかまっちとか、そういうところで体験ができるようにするというイメージが浮かぶと思うんですけれども、いわゆる障害で言うと、いろんなＮＰＯをはじめ、体験するということの社会資源を持っている団体というか、グループがありますよね。そういったところも視野に入れながら体験の場を増やしていく取組をしていくというビジョンがあるのか、それはなくて、それとはちょっと違うよというものなのかを知りたいのと、知的障害から始めるみたいな雰囲気に取られるような書きぶりなんですけれども、知的障害じゃない障害の人は、取りあえず体験の場は後でまた何か考えようという感じに捉えていいですか。

○障害施策推進課長　まず、現状の認識として、区立の施設としての身体障害者自立体験のなかまっち、知的障害の松原けやき寮があります。そのほかに障害者総合支援法で言う訓練サービスで体験的な機能、あるいは訓練的な機能の中でやっていくこともちろんあるかなと思っています。

一方で、区内のＮＰＯ法人などが自主的な形でそういう部屋を持って、いわゆるひとり暮らし、自立生活へ受けた体験のことをやっているのはもちろん承知をしております。ただ、国が言っている地域生活支援拠点等整備ということを改めて私たちが取り組むときに、今までに現状を考えて、何が足りていなかったんだろうということを考えたところ、特に若い世代、しかも知的障害の若

い世代が早い時期から家族から離れるようなことが経験できていないんじゃないかという問題意識に当たったというところで考えています。

この体験の機会についてのテーマは、多分考え出すとまだまだたくさんのことが出てきます。今日の資料でも、私は読み上げませんでしたが、例えば精神障害の方が退院してくるときの自立生活のための体験機能というのもまた少し違う形なのかもしれないというふうには思っておりますので、様々検討、あるいはどういう形がいいのかというのは、あるかなとは思っております。

それから、今日のインクルージョンプランのほうでも話が出ました、「選択を支える」という言葉を使っておりますが、自立生活を選んで生きていくためには、多分、体験、経験と言えばいいですかね、生活体験をどうしていくかというのは非常に大切なはずなんです。それも含めて、一方で区内のＮＰＯでやっているところがあるのは承知しておりますので、区役所がこれからやっていくのはどこだろうかというのはもう少し整理する部分もあるかなと考えています。

○委員　何とか障害というふうに言われちゃうと、ちょっと違和感があって、要するに、体験したいと思う障害を持った人であれば、その都度相談しながら体験も提供できるような考え方のほうが、僕なんかはしっくりくるというか、確かに優先順位じゃないけれども、現状、区としては一番弱いところが知的障害の若者という結論になったんですよね。それは僕たちの知らない調査、生活実態の上でおっしゃっているので、そうなんだろうなと思うしかないのですよ。その取っ掛かりは、あえて変える必要があるのかなと若干疑問に思ったものですから、ちょっと質問しました。ありがとうございました。

○部会長　委員、ありがとうございます。やはり体験が必要な人には来ていた

だけるようなということで、特定しないでというような理解でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

○委員　私も今の同じような感じを抱きまして、知的障害に限定されているということは、愛の手帳を持っている人ということになるんですか。

○障害施策推進課長　基本的にはそうなります。

○委員　ということですよね。愛の手帳を持っていらっしゃらない――私は、東京都自閉症協会です。東京都自閉症協会なので、自閉症の方でも知的障害がないと言われているけれども、なかなかちょっと１人での生活は難しくて、でも、ひとり暮らしに向けて何らかの体験が必要な方は、実はすごくいっぱいいらっしゃって、特に手帳を持っていないということで福祉サービスになかなかつながりづらいという、いろんなデメリットもあって、そういう方は本当に受給者証とかで何かこういう体験ができたりすると本当にいいなと思うんです。

　だから、この体験を必要とされている方は、多分、私が知っている発達障害以外にもいろんな障害の方でいらっしゃると思うので、ちょっとこの辺を、愛の手帳というふうに限定しないような形になると皆さんが使いやすいのかなと思いました。

○障害施策推進課長　ありがとうございます。御意見としていただいて、もう少し整理してまいります。

○部会長　それでは、あまり特定しないでということで。

　次に、３番目のところで東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の施設入所支援の取組ということで、次の報告を用意していただいていますので、お願いいたします。

○障害者地域生活課長　それでは、資料４を御覧ください。障害者地域生活課

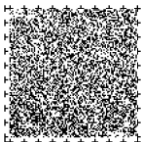

長から東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の施設入所支援（生活介護）における取り組み状況について御説明させていただきます。

資料の２番なんですけれども、利用期間の特例延長についてでございますが、こちらの施設につきましては３年以内の地域移行を目指し、入所者の状況に応じて２年を上限として利用期間を延長して、最長５年間、支援を行う施設としてございます。しかしながら、令和２年度から新型コロナウイルス感染が拡大いたしまして、外出や面会等の制限が求められるというところで、グループホームの見学や試泊ができない、対面での関係者会議が行えない等の地域移行支援を進める上で大きな支障が生じてまいりました。そのため、令和５年度中に利用期間５年を満了する入所者につきましては、特例として入所期間を１年間延長することといたしました。こちらのほうの件につきましては、入所者、保護者につきまして、施設より説明を既に行ってございます。

３の今後についてでございます。施設利用者の減少につきまして、令和４年度の障害施策推進協議会で報告しておりまして、日中支援と夜間支援の一体的提供の一部見直し、通所は外部施設で、入所支援と併用するというような取組を進めているところでございます。今後、さらなる利用者増に向けた取組といたしましては、この間の見直しの効果の検証を行うとともに、家庭での生活の継続が困難となり長期的に短期入所等を利用せざるを得ない方に対しまして利用を促していくなど、家庭生活への復帰や本人が望む暮らしの場への地域移行を行う施設として取組やＰＲを強化していきたいと考えております。

あわせて、地域移行に関する課題整理や利用者ニーズを踏まえた施設コンセプト、利用期間の見直し等につきましては、世田谷区障害者施策推進協議会等

にも御報告しながら、引き続き施設側と検討を進めていきたいと考えてございます。御報告は以上でございます。

○部会長　御説明ありがとうございました。コロナの影響もあって、利用期間の１年延長、それから、日中活動については外部の施設の利用もできるというような変更について御紹介いただきましたが、この件について、御意見、御質問がおありの方、お願いをいたします。

○委員　すみません、何回も。これというのは、結局のところ、延長した結果、行き先が見つかるような見通しというのはあるんですか。ということがちょっと心配なのと、利用者自身は、要は、空きがある状態なのか、暮らしていきたいような意向が伝わってくるんだけれども、増やすためには地域移行を増やしていって空きをつくらないと増やせないんじゃないかなと思うのと、今は減少傾向にあるんですか。４年度の報告というのは、僕は５年度から入ったのでちょっと分からない部分があるんだけれども、４年度の時点では利用者が減っていたわけですよね。今は定員いっぱいになったけれども、３年たってもなかなか行くところがないよ、だから、５年に延長するよということになっているとすれば、結局のところ、利用者が今満員なのか、今後、何とか地域移行しないと新規の受入れができないような状態なのか、そこら辺はぶっちゃけどうなんですか。

○障害者地域生活課長　ありがとうございます。地域移行の話と、空きがあるかどうかという話をいただいているかと思います。この間、先ほど申し上げたような取組をして一定程度、希望者が入ってきたというようなところもございます。ただ、やはり短期入所も含めまして、施設入所支援はまだ空いているところがございます。ただ、かなり施設も頑張っていまして、今書かせていただ

きましたように、長期で世田谷区にはなかなか入れないけれども、地方の施設に、短期入所なんだけれども、長期に入っていらっしゃるというような方もいらっしゃって、そういった方は世田谷区に入りたいという方が一定程度いらっしゃるということで、今お話をさせていただいて徐々に空きが塞がってきているところでございます。

地域移行先につきまして、確かに課題でございます。世田谷区も、地域移行はグループホームだけではないんでしょうけれども、グループホームにつきましては計画的に整備しようというような形で進めているところですが、重度障害者のグループホームはそんな簡単にはなかなかできないというところもございますので、今回、来年度、知的障害者のグループホームになりますけれども、めぐりが開設することで、徐々に増やしていこうというような形にはなっているところです。

そういったところも含めながらというところと、あと、期間と結構言われるんですけれども、障害者の方はそれぞれいろんな方がいらっしゃって、すぐに地域移行につながるような方もいらっしゃれば、５年間やっても、もう少し期間が必要という方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方につきましてはもう１回、この方についてはもう少し支援が必要なのかどうかというところを見極めるとか、一定程度、５年ですっぱり切るというよりは、もう少し幅を持たせるとか、そういったことも含めて検討していく必要があるのかなというところで、それを来年度やっていきたいと思っているところです。

○委員　難しいですね。切ったら切ったで冷たい感じがするし、延長延長と、そんなに延長しても、ちょっと具合が悪いんだろうしというところで言うと、今後、すごく難しくなってくるというか、施設自体の役割とか、その辺の問題

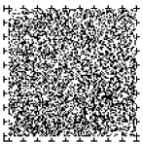

にも絡んでくるのかなと思うので、難しいですね。

○部会長　それでは、状況に応じて柔軟に考えるという余地もあるようですし、地方からの利用もあるということで、変化を確認して、また何かあったらお願いいたします。この件、ほかに何か御意見がおありの方。

○委員　高次脳機能障害者と家族の会です。

　この件に関してはずっと注目していたところなんです。ここに、「東京リハビリテーション世田谷の地域移行に関する課題整理」と書いてあるんですけれども、ここのところの内容を私はすごく知りたいです。どういうところが課題かというのを、さっきの委員の話もそうなんですけれども、空きがあってずっと置いておけるよと言って、延長しちゃっているんじゃないかとか思ったり、すごく意地悪く考えちゃったりするんですけれども、そういうことをやっていても先につながらないので、この課題整理というリハビリテーション世田谷がどういうふうに課題と考えているかというところをもう１回、私は知りたいと思っていますので、機会があったら教えてください。

○部会長　委員、ありがとうございました。

○障害者地域生活課長　ありがとうございます。確かに課題というところは本当に難しいところではあるんですけれども、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、この東京リハビリテーションセンターの入所支援の施設に対してどのようなニーズが実際にあるのかというところをしっかり見極めて、今は地域移行という目的だけなんですけれども、それ以外にも多分目的がいろいろあるんだろうなというふうに思っていまして、そこを見極めながら、その目的に合わせて、いろんなパターンが出せるのであれば、地域移行は、先ほどグループホームだけじゃないということもお話しさせていただいていますけれども、

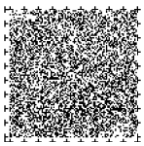

そういったところも踏まえてどういったことが一番望まれているのかというところが、そういったところに合致するような施設となるようなところを検討していければと思っているんですが、まだ検討につきましてはこれからという形になりますので、検討結果についてはまた御報告をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長　ありがとうございました。やっぱり区民のそれぞれのお立場からいろんなお考えもありだと思いますので、よろしくお願いいたします。

終了時間も近づいていますので、多分、このことに関して、それから、前の議題についても御意見がおありの委員の方はいらっしゃるかと思うのですが、大変恐縮ですが、また改めて意見提出の用紙などを使って御意見をお寄せいただければということで、申し訳ありません。お願いいたします。

最後に、事務局から連絡事項はございますか。

○障害施策推進課長　事務局です。

事務連絡が何点かございます。１点目は、意見提出のお願いです。本日の協議会の資料に関する質問や御意見は、２月13日の火曜日までとしておりますので、よろしくお願いいたします。

２点目です。本日の議事録ですが、毎回同様、事務局で作成したものを後日、皆様にお送りしますので、御確認をいただければと思います。

３点目です。この協議会の次回の日程ですけれども、現時点では来年度、６年の７月頃の開催を予定してございます。日程が決まりましたら御案内申し上げます。事務連絡は以上です。

○部会長　御連絡ありがとうございました。

それでは、多分、まだ皆さんいろいろ御意見がおありで、御発言していない

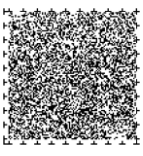

委員の方もいらっしゃるんですが、また意見提出の用紙等を使ってということでお願いいたします。

私は本当に皆さんの御協力で世田谷ならではのインクルージョンプランが完成しつつあると思いますので、ぜひこのプランの実現に向かって今後も御協力をお願いできたらと思います。

それでは、以上をもちまして障害者施策推進協議会を閉会とさせていただきます。御協力ありがとうございました。
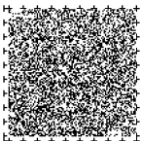
午後８時32分閉会